<調査概要>

- 1 調査範囲
 - 管内に都市農業を抱える主な市町(※)の市街化区域内に農地を有する農業者等※京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、
 - 八幡市、京田辺市、木津川市、精華町、亀岡市、南丹市
- 2 調査対象農業委員会委員及び市街化区域内農地を所有する農業者
- 3 調査サンプル数

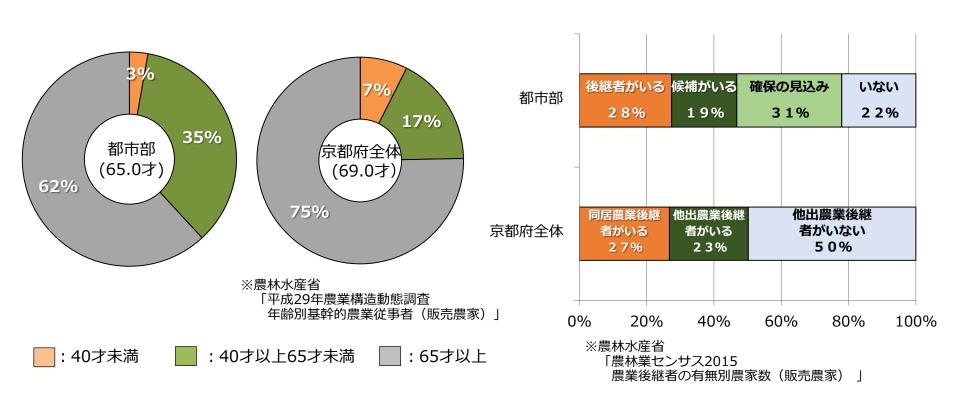
	配付数	回収数	回収率
農業委員会委員	333	151	45.3%
一般農家	410	162	39.5%
合 計	743	313	42.1%

4 調査時期 平成29年12月~平成30年1月

- 〇 都市部の農業者の平均年齢は65.0才で、65才以上の割合が6割を超えており、都市農業においても農業者の高齢化は進展している。特に、40才未満の割合が低い
- 8割近くの農業者が、後継者がいる又は確保の見込みがあると答えており、比較的後継者が確保できている

〇 平均年齢

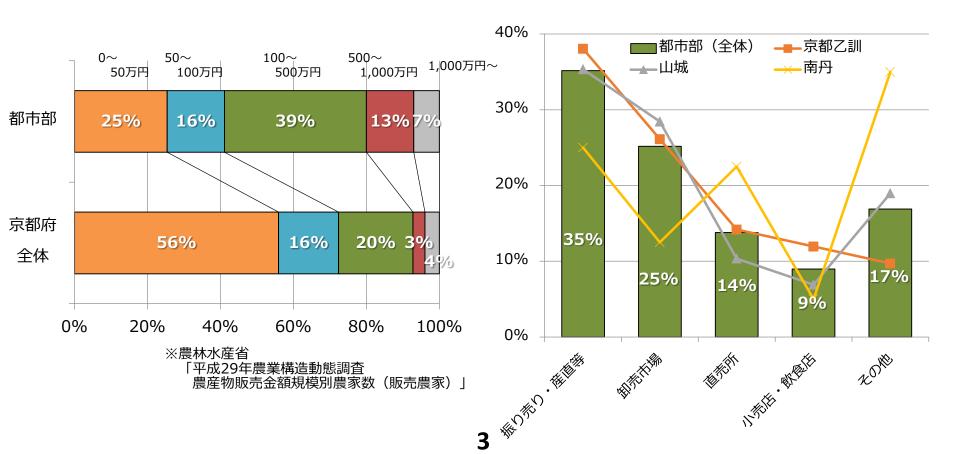
○ 後継者の状況



- 〇 農業収入が100万円未満の農業者がおよそ4割を占める一方で、1,000万円を超える農業者も一定数存在する
- 主な販売先として、「振り売り・産直等」、「卸売市場」の順番で高かった。南丹地域の「その他」は、JA出荷が多い

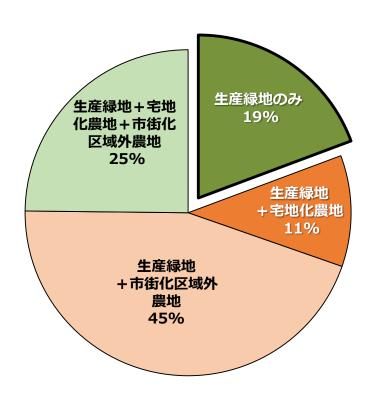
<u>〇 農業収入</u>

<u>〇 農産物の主な販売先</u>

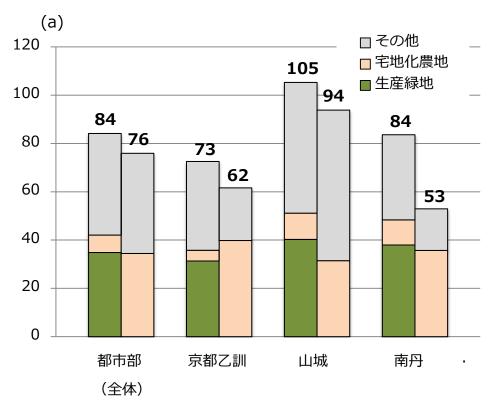


- 〇 生産緑地所有者の8割以上が、生産緑地以外の農地も所有する。特に、7割の農業者が生産緑地に加えて市 街化区域外に農地を所有する
- 〇 市街化区域内農地所有者のうち、生産緑地所有者の方が非所有者より所有する農地面積が大きかった

〇 生産緑地所有者の農地所有状況

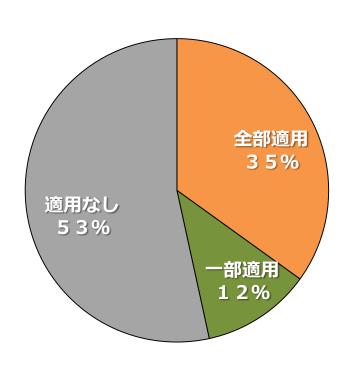


○ 市街化区域農地所有者の農地面積(左:生産緑地所有者、右:生産緑地非所有者)

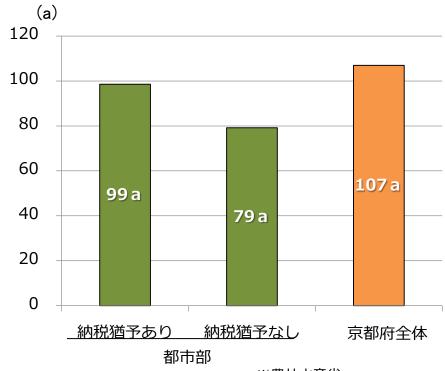


- 生産緑地所有者の5割近くが相続税納税猶予の適用を受けており、そのうち7割の人が所有する全ての生産緑地で適用を受けている
- 相続税納税猶予適用者の方が、非適用者と比較して経営面積が2割以上大きい

〇 生産緑地所有者の相続税納税猶予適用割合



〇 生産緑地所有者の経営面積

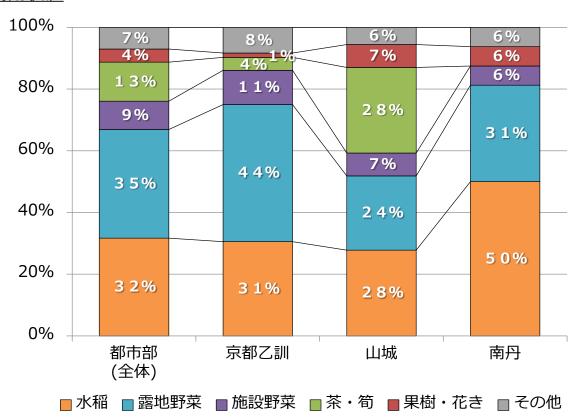


※農林水産省

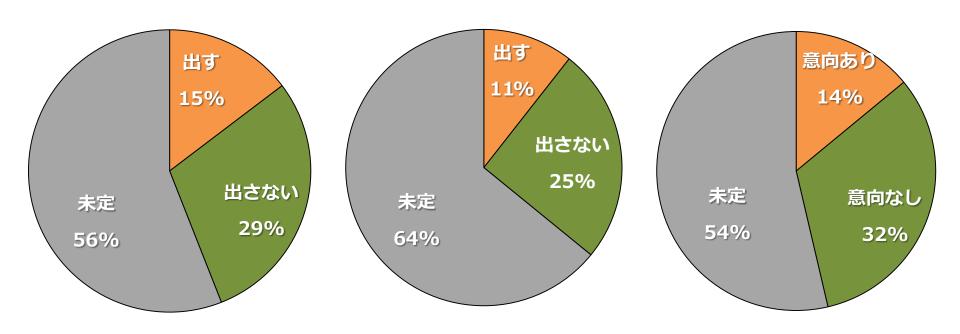
「平成29年農業構造動態調査 経営耕地の状況(販売農家)|

- 生産緑地の利用状況は、「露地野菜」と「水稲」がほぼ同程度で、合わせて7割近くを占める
- 京都乙訓は「露地野菜」、山城は「茶・筍」、南丹は「水稲」の割合が高く、地域ごとの特色が反映されている

〇 生産緑地の利用状況

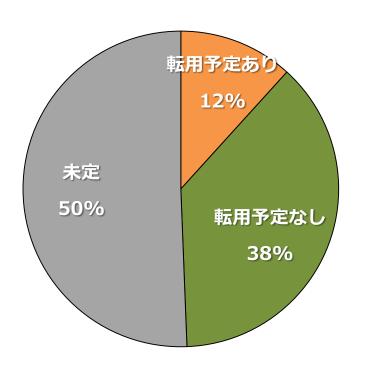


- 生産緑地の買取申出について、「未定」が6割前後を占める一方で、「出す」より「出さない」の割合の方が高く、 一定の生産緑地は維持される見込み
- 生産緑地の貸借は、「貸す意向あり」より「貸す意向なし」の方が高く、都市農地の流動化が進むかどうかは未定
- 買取申出見込
- 農業に従事できなくなった際、 指定後30年経過後、買取申出見込 生産緑地の貸借意向

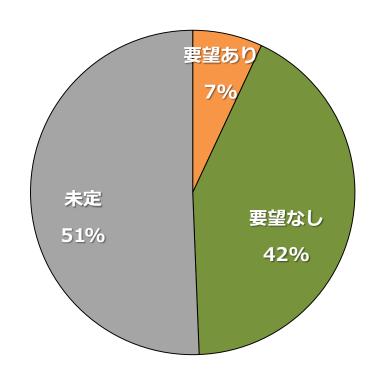


- 宅地化農地の「転用予定あり」は12%と、宅地化農地においてすぐに転用による開発が進まない見込み
- 生産緑地への追加指定要望は、希望しない農業者が多い

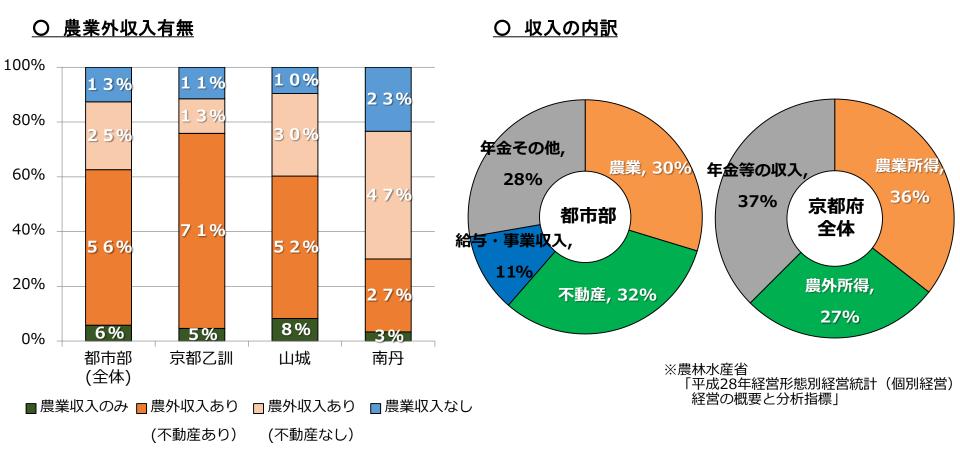
〇 宅地化農地の転用見込



〇 生産緑地への指定要望

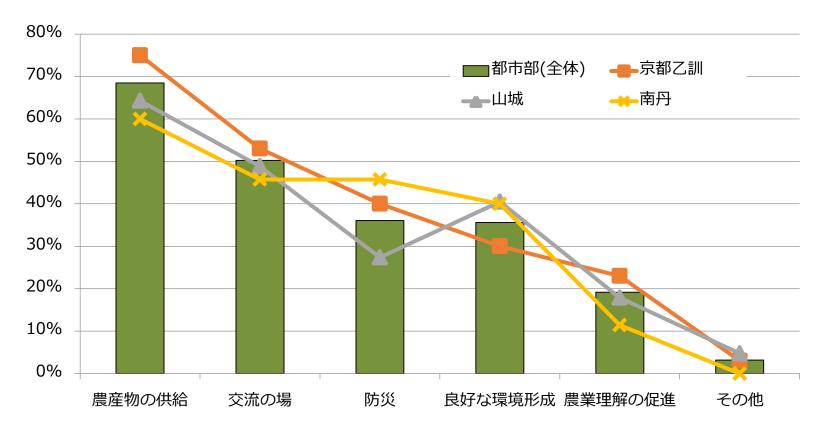


- 〇 都市部農業者で「農業収入のみ」は5%のみで、大半が「農外収入あり」であった。また、農外収入として不動産収入ありが6割近くを占め、都市農業者の多くが不動産収入を得ている
- 〇 収入の内訳としては、「農業」「不動産」「その他(年金など)」がそれぞれ約3割で同程度であった



○ 都市農業者が考える機能として、「新鮮な農産物の供給」、「交流の場の提供」、「防災機能の発揮」の順で多かった

○ 認識している都市農業・農地が有する機能



○ 都市農業者が要望する施策として、「用排水路の整備」、「農道等の整備」などのハード整備が多い一方で、「地産地消の推進」や「都市住民への理解促進」、「情報提供」などのソフト的な支援を求める声も多かった

○ 都市農業振興施策の要望

